［削る］

七十三　医師の派遣に要する経費があること。

［削る］

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十四　森林整備等に要する経費があること。

当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×2,407円＋B×106,420円＋C×80円

算式の符号

A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a×b

算式の符号

a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。以下「森林環境税法」という。）第二十八条第一項に規定する私有林人工林の面積

b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第一条の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率

B　森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第二条第一項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数

C　森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口

七十四　消防団員の準中型自動車免許の取得の助成に要する経費があること。

消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十五　医師の派遣に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十六　遠隔医療システムの導入に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。

七十七　森林整備等に要する経費があること。

当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×1,133円＋B×50,143円＋C×38円

算式の符号

A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a×b

算式の符号

a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。以下「森林環境税法」という。）第二十八条第一項に規定する私有林人工林の面積

b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第一条の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率

B　森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第二条第一項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数

C　森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口